

1. 解説

運転免許更新手続の完全予約制の開始について

対象者

令和6年2月1日（木曜）以降に更新手続きをされる方

予約が不要の方

●70歳以下（高齢者講習等該当者）

- 海外旅行、出産等の理由による更新期間前の更新手続きをされる方
- 住所地以外の都道府県公安委員会を経由した更新手続きをされる方
- 警視庁が発行した更新連絡ハガキがない方
- 島部警察署で更新される方

※警視庁が発行した更新連絡ハガキ記載の予約用 ID が必要となります。

更新連絡ハガキを持っていない方は、免許更新期間内に、本人の講習区分で更新可能な手続場所に出向いて下さい。

なお、更新センター及び指定警察署は、講習室の定員が少ないことから、可能な限り運転免許試験に出向いて受講して下さい。



警視庁 運転免許本部 免許管理第一係

TEL : 03-6717-3137（代表）

- 受講される方がスマートフォン又はパソコンで専用サイトにアクセス
- マイナンバーカードを使ってログイン
- スマートフォンやパソコンで講習動画を視聴後アンケートに回答する
- 運転免許センターや警察署で更新手続き

なお、不正などはできません。動画視聴中には、確認問題が出題されるほか、受講者の顔画像を撮影して受講しているか確認されます。

オンライン化されるのは運転者講習の部分のみであり、写真撮影や視力検査、運転免許証の受取りなどについては、警察施設で行わなければなりません。

2023年10月2日から受講対象が一般運転者にも拡大され、誕生日が10月1日以降の方などでも一定の条件を満たせば、ゴールド免許でなくとも受講できるようになりました。

講習動画について優良運転者は30分、一般運転者講習は40分となります。

【接続する際は本人確認のために更新通知はがきに記載された管理番号やQRコードでパソコンやスマホに読み込ませると専用ページにつながる。】

警察庁によると、2023年度運転免許証交付件数について新規、失効新規、併記、更新、再交付を合わせると2030.5102万人となっている。

2. 免許証保有者・事故件数

現在、日本国内の免許保有者数は、8184万549人と、特に65歳以上の高齢者免許保有者数は4216万4735人となっております。

警察庁が2024年1月4日に発表した死者数が前年比68人増の2,678人と発表され、死傷者数が前年を上回るのは2015年以来の8年ぶりで、新型コロナウイルスの行動制限が影響したとみている。

昨年の死者数を都道府県別で見ると、大阪が2年連続ワースト1位の148人（前年比7人増）で続いて愛知145人（前年比8人増）、東京136人（前年比4人増）の順であった。参考まで一番少なかった県は、佐賀の13人であった。

死者の年代別では、65歳以上の高齢者が最多の47人に上り、約3割を占めた。

状況別では、歩行者が55人で最も多く、オートバイ（原付バイク含む）運転中が44人、自転車に乗車中が33人の順であった。

昨年4月に施行された改正道路交通法では、自転車の乗車時にヘルメットの着用が努力義務とされた。自転車の死者のうち、30人はヘルメットを非着用であることが判明している。

3. 道路交通法改正

●自転車違反に対し「青切符」適用

警察庁は、16歳以上を対象に自転車の交通違反者に対し反則金を科する方針です。

反則金は軽微な違反に「青切符」を交付し、納付されれば刑罰を科さない仕組み。今までは車やバイクなどに制度化されていましたが、自転車だけは対象外であった。自転車利用拡大に伴って事故が増えていることから、反則切符を適用することになります。

対象となる違反は、信号無視、一時不停止のほか、自転車特有の「歩道における通行違反」など計約115種類があげられる。

違反があっても、指導、警告を原則としますが、警察官の警告に従わない場合や歩行者にケガを負わせる危険悪質な場合に「青切符」を適用することになります。

その他、酒酔い運転やお酒運転などについても、今まで通り刑事処分となる「赤切符」の適用となり、携帯電話を使用しながら「ながら運転」について

も禁止となります。これまで改正法案で罰則がなかった自転車の酒気帯び運転も刑罰の対象になります。

また、2023年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメットが努力義務となりました。

義務は”必ず守る”の決まり事であるため、強制力を伴い罰則が設けられています。しかし、努力義務は”できる限り守る”という決まりことのため、法的拘束力や罰則はありません。

排気量50cc以下の原付バイクが、2025年度より排ガス規制にかかることから生産が出来なくなり、出力を押さえ速度が出ないようにした排気量125cc以下のバイクを原付バイクとすることになります。

4. 危険運転致死傷罪

悪質運転による交通事故に対処するために、法務省は危険運転による大幅な速度超過などが適用されないことから、自動車運転死傷処罰法の改正に取り組みを始めました。

危険運転は大幅な速度超過でも運用されておらず、条文の内容についても曖昧が多く被害者が救済されていないことから見直しをはかることとなります。

現在の道路交通法の解釈では「制御が困難な高速道路」で走行した場合などに適用され、法定刑の上限は懲役20年となり、一方、運転ミスに適用される過失運転致死傷は懲役7年が限度であることです。

「何キロ以上なら該当する」といった線引きがありません。

◆法定速度60キロの道路を約146キロで車を運転し、結果的には5人を死傷させた事故について、「制御が困難な高速度」と表現されるものの、事故の危険性の認識があったとまではいえない」として危険運転致死傷罪の適用を見送られ過失運転である懲役7年の判決が確定しています。



以前は、危険運転致死傷罪は自動車の危険な運転によって死傷させた際に適用される犯罪類型であります。

この法律が始まった経緯について、1999年の東名高速道でトラック運転

手の飲酒運転事故により 2001 年の制定されたことによります。

(サービスエリアにて安易に缶ビールを飲酒、4 時間ほど仮眠休憩後、同エリアを出発したが途中居眠り運転したことにより渋滞車両の発見に遅れ追突事故を起こす。)

◆過去における危険運転致死傷罪

15 年以下の懲役、人を死亡させた者は 1 年以上の有期懲役

酩酊運転致死傷罪

制御困難運転致死傷罪

未熟運転致死傷罪

妨害運転致死傷罪

高速道路等妨害運転致死傷罪

信号無視運転致死傷罪

通行禁止道路運転致死傷罪



危険運転致死傷罪の構成要件は、運転行為の中でも特に危険性の高いものに限定されていることから、居眠り運転や単なる速度超過などで走る速度は適用対象にならないなど、裁判で争われることがあります。

今後の法改正では「悪質で危険な運転による死傷事故が増え、被害に対する社会的な関心が高まり、罰則のあり方などを議論することになります。

【2024 年 1 月 19 日法務局】



5. 高齢者運転対策

高齢運転者による交通事故を踏まえ、高齢運転者対策の充実と強化が図られました。

●運転技能検査（実車試験）制度の導入

75 歳以上で「一定の違反歴」のある者は運転免許証更新時に運転技能検査等を受検することになりました。

公安委員会の運転技能検査以外に、公安委員会の認定を受けた方が行う運転技能検査と同等の効果がある運転免許取得検査等があります。

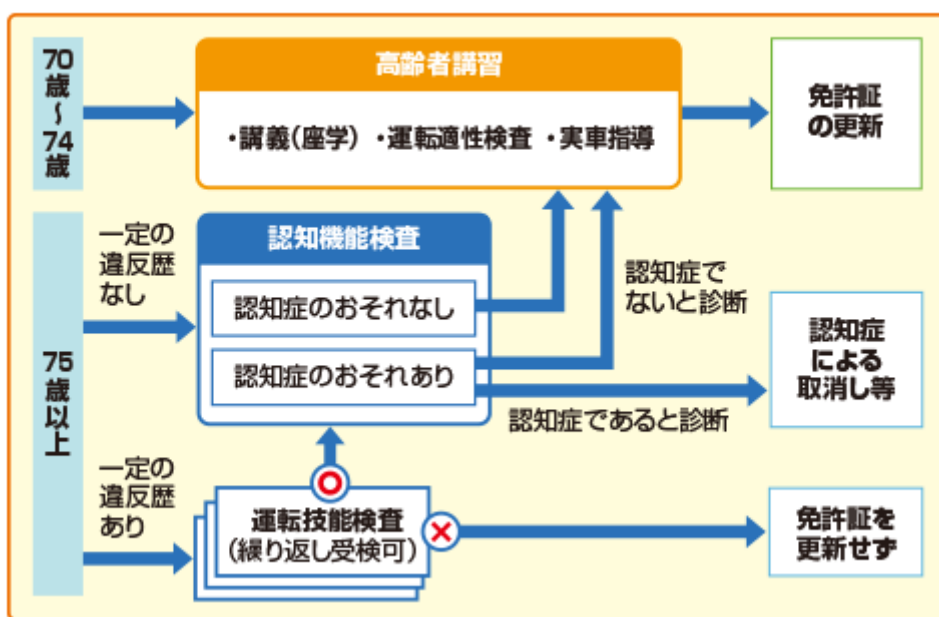
検査の結果が一定の基準に達しない者には、運転免許証の更新をしないこととなります。

この検査は、普通自動車対応免許の保有者のみが対象で、(大特・二輪・原付・小型特殊)のみは対象外です。

受検期間は更新期間満了前6ヶ月以内で繰り返し、受検することができます。

一定の違反歴とは、運転免許証の有効期間が満了する日の直前誕生日160日前、3年間に於いて下記の「基準違反行為」をしたことを指します

【高齢者の運転免許更新の概要】



運転技能検査（実車試験）の合格は認知機能検査を受け、「認知症のおそれなし」と判定された場合は高齢者講習に進み、「認知症のおそれあり」と判定された場合は、医師の診断を受けることとなります。

運転技能検査（実車検査）の対象は普通免許で、不合格になっても原付免許、フォークリフト、除雪車、農耕トラクターなどの小型特殊免許は希望すれば継続可能です。



【参考に75歳以上の高齢ドライバーのうち、約7%が運転技能検査の受検対象となり、年間毎年15万人以上に上るとみられます。

- 基準違反行為**
- | | | |
|---------|-----------------|------------|
| ①信号無視 | ⑤横断等禁止違反 | ⑨横断歩行者等妨害等 |
| ②通行区分違反 | ⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り | ⑩安全運転義務違反 |
| ③通行帯違反等 | ⑦交差点右左折方法違反等 | ⑪携帯電話使用等 |
| ④速度超過 | ⑧交差点安全進行義務違反等 | |

サポカーの限定免許は高齢ドライバーに限らず、初めて免許を取得する際に選択できるほか、すでに保有している「普通免許」などからの切り換えも可能とし、主に免許の自主返納を検討しつつ踏み切れない高齢ドライバーが、自主的にサポカー限定に切り換えるケースを想定とします。

今後、国土交通省が定める安全基準などの要件を踏まえ、限定免許の対象とするサポカーの安全機能についても定める方針です。



6. ライドシェア

ライドシェアとは個人間で自動車の相乗りを行う活動である。

ライドシェアの特徴は個人自家用車を利用して、乗客を目的地まで有料で運ぶことをさします。

日本では道路交通法の 78 条では事業用自動車以外の自家用自動車での有料運送は禁止されており、現状では白タク行為になってしまう。

政府は、個人自家用車を使って有料で乗客を運ぶライドシェアについて、**2024 年 4 月 1 日から解禁する。**

背景にはタクシーが不足する都市部や観光地など地域や時間帯を限定する形で導入される。

タクシー会社は、人手不足などから運転を十分に確保できなくなっていることから、普通免許を持つ一般ドライバーを活用できるようにし、タクシー不足の解消に図ることから導入される。

導入に伴って、第二種免許がなければ料金を受け取って人を輸送することは出来ませんが、新たな制度においてはタクシー会社の運行管理のもとで、第一種の運転免許しかないドライバーでも人の輸送が可能となります。

ただしタクシー会社がドライバーへの教育や車両整備、事故発生の責任管理などを請け負います。

ライドシェアのドライバーによる飲酒運転も、公共の安全に対する重大な脅威となります。乗客だけではなく他の道路利用者にも危険をもたらし、重大な交通事故に繋がる危険性があります。ライドシェアに対する労働時間による疲労や居眠り運転などのリスクも懸念されます。

また、ライドシェアのドライバーは個人自家用車を使用するために、維

持費、保険、燃料費などのコストを自分で負担しなければならないことです。

- 運転経歴や専門的な訓練不足
 - 安全性や効率的なルートを選択問題
 - 事故が発した場合の自動車保険の適用
- 等がこれから問題点を増えて行くと思料されます。

※東京都内のタクシー会社が加盟する東京ハイヤー・タクシー協会などが、一般ドライバーを使っての有償で乗客を運ぶ「ライドシェア」を2024年4月より始める。



- 普通免許を取得して1年以上がたつ20歳以上70歳未満のドライバーが対象で、タクシー会社と雇用契約を結ぶ。
- 事故時における責任は会社側が負うことになり、ドライバーには定期的な研修について実施することになる。
- 使用する車両について衝突を軽減するブレーキ・通信型ドライブレコーダーの搭載を必要となる。

政府としては手探りの状態であるため、4月からの運用で欠点を見いだしてから6月からは問題点を改善しながら効率的な運用を図る計画。

7. 一定の病気

【平成27年6月1日施行】

- ア. 統合性失調症
- イ. てんかん
- ウ. 再発性の失神
- エ. 無自覚性の低血糖症
- オ. そううつ病
- カ. 重度の眠気症状等を呈する睡眠障害
- キ. その他、自動車等の安全な運転に必要な認知・予測・判断・操作のいずれかに関わる能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- ク. 認知症
- ケ. アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者



●運転更新における質問票

平成25年に法改正された一定の病気をについて運転者に対する対策です。改正法では、免許の取得・更新の際、「過去5年以内に病気で意識を失ったことがあるか」、など5つの問いに答える「質問票」の提出が義務付けられたことです。虚偽の申告をした場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が創設されたことです。(2015年11月てんかんを隠し免許更新した35歳男性を虚

偽申告で免許取消処分をしています。【大阪府警】)

- 一定の病気症状の詳細

公安委員会は、運転免許受験者や免許更新者に対し、一定の病気等に関する症状（上記9項目）の質問をすることが可能となり、症状があるにも関わらず虚偽の回答をして、免許を不正に取得又は更新した場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金刑を受けることとなります。

- 医師が任意で申告できる制度

病気の症状がある患者を診察した医師が、任意で患者の診断結果を公安委員会に守秘義務の例外となる法的整備がなされ、届け出ることができました。

- 病気が疑われる事故運転者には免許停止が可能に

交通事故を起こしたドライバーが一定の病気に該当すると疑われる場合は、専門医の診断による取消処分を待たずに、免許の停止措置もできるようになります。

事業所等は免許保有者に対して、免許の停止・取り消しの対象となる病気に該当するかどうかを調査する必要があるときは「一定の病気の症状等」に関する報告を求められることとされました。

病気の症状があるにも関わらず、公安委員会に虚偽の回答をして免許を取得または更新した者には、罰則が科せられます。

※質問票を交付された更新申請者または免許申請者は、質問票に必要事項を記載し、更新申請書または免許申請書とともに記載済みの質問票を係官に提出して下さい。



8. 事業者も処分対象（下命・容認）

- 下命容認とは

自動車の使用者が、運転手に規定違反行為（無免許運転・過労運転等）強制すること。

- ・無免許運転
- ・最高速度制限違反運転
- ・酒気帯び運転
- ・過労運転
- ・大型自動車等無資格運転
- ・積載制限違反運転
- ・車両の放置行為



使用者・事業主、安全運転管理者が上記7項目をドライバーに命じたり、

ドライバーが違反をすることを知っていながら容認することである。

道路運送法などでは、トラック、バス、タクシーの事業用自動車飲酒や無免許運転などの「悪質違反」を起こした場合、国交省が事業者を監査したうえで、警告や車両の使用を停止させるなどの行政処分を行う規定などでしたが、2020年11月からトラックやタクシー、バス等の乗務員があおり運転をした場合など使用する事業者も行政処分の対象となりました。

●2021年6月28日千葉県八街市の朝陽小学校通学路下校中だった小学生5人の列に、トラックが突っ込む人身事故発生（事故当時はアルコールの影響により居眠り状態60歳運転手）



●2019年9月横浜市京浜急行線の踏切で、立ち往生した大型トラックに快特電車が追突し脱線事故(トラック運転手67歳死亡)道幅が狭くなり不慣れな道路を通行することにより電車と衝突する。

今回の事故は運行管理者の未選任や点呼の未実施などで、国土交通省は立入り調査・千葉県警は会社と運行管理者の行政処分を科しています。

9. 携帯電話等などによる「ながら運転」

ながら運転とは、車運転中にスマートフォン・携帯電話・カーナビを注視し操作することを指しますが、車だけではなく、オートバイ・原動機付自転車なども含まれます。

自動車又は原動機付自転車を運転する場合において、車両が停止している状態を除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置等を通話のために使用し、当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないことが定められています。

2019年12月に「携帯電話使用等違反」に関する法律が厳罰化され、禁止事項の罰則が重くなっています。罰金が「5万円以下」から「10万円以下」と2倍となり、反則金は3倍の18,000円（普通車）に違反点数は3倍の3点になったことです。また2021年1月からは運転中にスマートフォンや携帯電話での通話、カーナビなどの画面を注視すると「6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金」が課せられることです。

◆「ハンズフリー通話しながら運転」について道路交通法では問題はありません

せんが、都道府県の条例によっては、ハンズフリー通話が条例違反になる可能性があります。

東京都道路交通規制 8 条(5)では「高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。」になっております。

条例では、周囲の交通の音が聞こえなくなるようなイヤホンの使用に関して禁止しており、イヤホンを付けているだけで直ちに違反ということではありませんが、各区都道府県の条例が施行されていますので注意して下さい。なお、食べながらの運転や化粧しながらの運転は「ながら運転」の対象になりませんが、運転するすべての人は守らなくてはならない大事な決まりがあります。常に車を運転する義務があることです。もしこのような原因で事故を起こした場合は、「安全運転義務違反」として処分されます。

公安委員会では「注視」を2秒以上のことを定義しており、わずかな時間でもスマートフォン、タブレット端末に気を取られ、前方確認がおろそかになり悲惨な交通事故に繋がる危険性から、例えば 40 km で走行する車は 1 秒間に 11.1m 進むこととなります。2 秒間だと倍の約 22m 走行することとなります。

1 秒間に走行する距離の計算方法

距離×時間が早さ

早さ = $1000 \div 3600$

= 0.2777

= 約 0.3



つまり速度に 0.3 を掛ければ近い数字が計算することが出来ます。

1 秒間に進む距離は速度×0.3 で覚えて下さい。

10. 車両故障等の防止対策について

自動車の車両故障は、運転者が予期し得ない状態で、突発的に発生する場合は非常に多く、特に高速道路上においては多重衝突などの大きな事故になる可能性が高く、また故障による路上駐車は、他の交通への著しい障害となるばかりではなく、連鎖事故を誘発する危険性もあります。

○道路における故障発生状況

日常点検を適切に実施していますか？

走行距離や時間の経過に伴って部品の摩耗・劣化が進行します。日常点検を怠ると運転中に故障やトラブルに遭遇してしまいます。交通渋滞や

交通事故を誘発することになってしまうことから、常に事前点検は最低限励行しましょう。

1. 故障が多く発生する季節は夏頃から増える傾向が多く見られます。

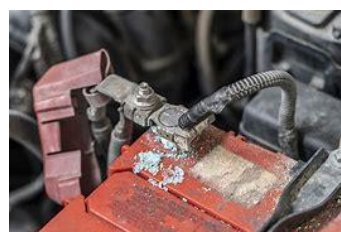
走行距離・時間の経過に伴って部品の摩耗・劣化が進む傾向にあり、運転中に故障・トラブル等が生じてしまい交通渋滞や交通事故を誘発するおそれがあります。

国土交通省の統計データから一般道路の故障部位を調査すると「タイヤ」と「バッテリー」など故障の割合が高く、全体の約 6 割を占めている。

タイヤの故障原因としては、空気圧不足、パンク、バーストなどがあげられます。

バッテリーの故障原因は、ライト類の長時間使用など過放電や破損、劣化などがあげられます。日常点検をしっかりと行っていますと回避できることです。

一般道路にけるバッテリーの故障割合が高く、故障全体の 75.1%を占めています。バッテリーの長期使用による劣化、電装品の複数同時使用等によるオイルネータからの発電量を超過して、電力を消費することが原因と考えられます。



タイヤ 33.4%、バッテリー29.0%、オイルネータ 4.8%、冷却水 1.6%、その他 31.2%（故障経験あり 35.4%・故障経験なし 64.6%）等が統計上あげられます。

2. 日常点検の励行

高速道路でパンクやバーストが発生すると危険を伴います。運転の前には、タイヤの空気圧・亀裂損傷の有無・溝の深さ（スリップサイン）をしっかりと確認して下さい。



バッテリーが上がる前にはランプ類が暗くなったり、エンジン始動時に回転がスムーズに行かなくなったりします。バッテリーの寿命を意識し日頃からバッテリー液量の点検を励行して下さい。

●日頃から車両の状況を観察することで不具合を早期発見することです。車両を安全な状態を保ち、円滑に業務を推進するためには一日一回必ず日常点検を実施しましょう。

運転されるドライバーに対し、疲労や病気、飲酒などの状況を確認し、正常に運転できる状況を確認して下さい。

※2023年11月14日札幌市西区の市道で軽乗用車の左前タイヤが走行中に外れ、直撃を受けた女兒が意識不明の重体事故が発生しました。

軽乗用車は改造して通常より大きなタイヤを取り付け、ナットを固定していた5個全てが外れた状態であり、一緒にいた父親と姉にはけがはなかった。

北海道警札幌西署は車を運転していた会社員49歳の男を自動車運転致死傷行為処罰法違反（過失運転致死傷）の疑いで現行犯逮捕した。【不法な改造車両が原因】



11. 車両点検

車両故障の発生を防止するためには、車両故障発生状況について車種別・部位別・道路別等の特徴を把握した上で対策を講じて下さい。

ア. 日常点検

故障防止の具体的方法は、車両故障の発生状況をもとに、管理する車両の運行状況に応じて、日常点検を確実に励行することです。

イ. 定期点検

車両故障防止には、過去の車両故障の発生状況を踏まえて重点項目など定期点検整備を取り入れて確実に励行することです。



ウ. 重点項目

日常点検及び定期点検整備は、各々の点検項目にこれらの重点項目を加えて実施することになります。

●運行管理者制度

運行管理者は、ドライバーの安全や事故防止などの管理を実施する担当者をさします。

- ・運転者の指導監督
- ・点呼による運転者の疲労・健康状態把握
- ・安全の指導
- ・事故の記録

等などの業務を管理します。



●安全運転管理者

安全運転管理者は、自家用自動車を一定台数以上使用している事業所において、安全運転管理者や副安全運転管理者を選任し、安全運転の確保を図ります。

規定の台数以下の場合であっても、安全運転管理者を選任することができます。

12. 交通事故（交通違反）を起こした運転者の責任

自動車を運転していて人身事故を起こした場合、被害者または被害者遺族に対する賠償金がどの位になるのかという問題（民事上の責任）、免許が停止・取消しになるという（行政上の責任）と、過失運転致死傷罪による懲役刑・禁錮刑・罰金刑などに問われる問題（刑事上の責任）が同時に発生します。

◆ 刑事処分

交通事故の刑事処分では、自動車運転致死傷行為処罰法・道路交通法などの法律をもとに、懲役刑・禁錮刑・罰金刑といった処分を受けます。

懲役刑は刑務所に拘留される刑罰で、拘留されている間は一定の期間留置場で身柄を拘束され、また、強制的に刑務作業を行わなければなりません。

禁錮刑は刑法で定められている刑罰で、身柄を拘束して刑務所に拘留しますが、懲役刑とは異なり刑務作業がありません。ただし受刑者から作業の依頼がある場合は、刑務作業を行うことができます。

懲役刑については故意犯が主体になります。

禁錮刑とは、「政治犯」や「過失犯」に適用されます。

参考に執行猶予は初犯で3年以下の懲役・禁固または50万円以下の罰金に対して付けられる可能性があるものです。

◆ 行政処分

交通事故の行政処分とは、違反点数の加算によって運転免許証の取消し処分、または免許停止といった処分です。

点数制度では過去に3年間の交通違反や交通事故について、それぞれ定められた点数が加算されます。その合計点数が一定の基準に達した場合には、運転免許取消しや停止処分などの処分を受けます。

◆ 民事処分

交通事故によって被害者が負った損害を金銭で賠償する処分のことです。交通事故の損害は、積極損害・消極損害・慰謝料の種類があります。

保険制度には自動車損害賠償保険（強制保険）と任意保険とに分けられます。例えば、自分が運転する車で他人を跳ねて死亡させてしまった場合に、賠償しなければならないことが発生します。強制保険金の支払い限度額は1名につき傷害120万円、死亡3,000万円、後遺障害4,000万円であるため、支払限度額を上回った場合は、超過分については自己負担と

なってしまいます。しかし、任意保険はこの超過分の賠償金を補う仕組みになっています。

※自動車保険（任意保険）には加入を勧めます。

『参考まで、最高額の事例』

○平成 23 年 11 月 1 日横浜地裁判決

平成 23 年 3 月 12 日深夜にて徒歩で横断禁止の規制のある国道を横断していた被害者（当時 41 歳の眼科医先生）が国道を走行してきたタクシーにはねられて死亡した事案

この事案について、被害者が自ら眼科医院を経営する医者であることから、逸失利益が裁判の対象となり、被害者は病院勤務を得て 5 年前に眼科クリニックを開設した 41 歳の眼科医であり、事故前 4 年間の平均所得が 5500 万円を超える高額所得であったことら、逸失地益が 4 億 7, 850 万円と高額となり、医師は一般会社員と違って定年もなく 70 歳まで稼働できると主張したことにより裁判が長引きました。

当該被害者の妻及び母が、タクシー会社に対し損害賠償を請求。判決主文において、被害者の妻に対し 1 億 2141 万 3709 円及びこれに対する年 5% の遅延損害金を、被害者の母に対して、7747 万 1 855 円及びこれに対する年 5% の遅延損害金を支払うことを命じましたが、しかし、判決による損害額（過失相殺前）の判断において、5 億 853 万 8910 円という極めて高額な算定がなされています。

【法務省：横浜地方裁判所判例】



令和 6 年 4 月 1 日

NPO法人ケアセンタ八王子 理事

国土交通大臣認定運転者講習 講師

文責 平井政敏